

日本の幼児教育における市民教育の現状とその発展の可能性

——品川区市民科のカリキュラムとの比較——

The State of Citizenship Education in Early Childhood Education in Japan
and the Potential for its Development:
Comparative Analysis of Citizenship Education Curriculum in Shinagawa City

辻和希・大平泰子・奥田秀巳¹・彼谷環・宮田徹
TSUJI Kazuki, OHIRA Taiko, OKUDA Hidemi,
KAYA Tamaki, MIYATA Toru

本稿では、品川区市民科のカリキュラムと幼稚園教育要領等で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を比較し、その対応関係を明らかにすることで、現在、我が国の幼児教育がどのような点で市民教育としての機能を内包するのか、そして、今後どのように幼児期の市民教育を発展させることができるのかを検討する。その結果、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中に、市民教育で育まれることが望まれる資質・能力の素地が十分に含まれていることが明らかになる。その一方で、幼児期や児童期の市民教育に関する国レベルの枠組みが十分に整備されていないために、現行の幼児教育のカリキュラムがどのような点で市民教育を担っているかは不透明な部分があることが見えてきた。

キーワード：市民教育、シティズンシップ教育、主権者教育、品川区市民科

1. はじめに

本稿では、国内の義務教育段階（小学校・中学校）で行われている市民教育（シティズンシップ教育）の実践例、とくに品川区で実施されている市民科のカリキュラムで示される「15の能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（以下、「10の姿」）を比較し、その対応関係を明らかにすることで、現在、我が国の幼児教育がどのような点で市民教育としての機能を内包するのか、そして、今後どのように幼児期の市民教育を発展させることができるのかを検討する。

そもそもシティズンシップとは、市民権や市民権を有する構成員であることを指す言葉である。市民権とは、市民社会の一員としての法的・政治的な権利および義務を意味する。理想的な市民社会の在り方は時代や場所に応じて変わるものであろう。多様な価値観をも

¹ 北海道教育大学 教育学部 准教授

った人々が一つの国で暮らすようになった現代において、多くの国々で目指される理想的な市民社会とは、「多様な価値観の持ち主たちが、自由に平和に共存するため、共にルールをつくり合う社会」¹といえよう。そして、市民教育（シティズンシップ教育）とは、こうした理想の市民社会の一員として期待される資質・能力を、共同体の構成員である子どもたちに身に付けさせる教育である。本稿では、市民教育、シティズンシップ教育、主権者教育といった言葉を、適宜、使い分けるが、いずれの言葉も「共同体の構成員として望まれる資質・能力を身に付けさせる教育」を指すものとして使用する。

乳幼児期の市民教育に関する国内の研究蓄積は依然として少ない。そのような研究状況のなか、乳幼児期に市民教育を導入する可能性をめぐる稀有な研究の一例として、彼谷らの研究を挙げることができる²。この研究では、イギリス・ドイツの市民教育で育成が期待される資質・能力を確認した上で、それぞれの資質・能力が、我が国の幼児教育でその育成が期待される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とどのような対応関係にあるかを明らかにし、乳幼児期に市民教育を導入する可能性を検討している。

本稿では、目線を国内に向け、国内の義務教育段階における市民教育の事例から、我が国の乳幼児教育がすでにどのような点で市民教育としての一面をもち、今後、その発展の可能性を秘めているのかを検討する。

2. 我が国における市民教育の動向

まず、我が国の市民教育に関する近年の動向を確認しておこう。我が国における市民教育の政策化は、当初、経済産業省が牽引する形で進められてきた。経済産業省が2004年に実施した調査研究「社会の階層化と分裂の政策的インプリケーション」では、社会の階層化や分裂現象といった問題に対して、シティズンシップ教育が解決策になる可能性が示された³。2005年には、シティズンシップ教育に関する研究会を経済産業省が三菱総合研究所に委託する形で組織し、2006年には同研究会が『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書』を提出している。さらに同年、経済産業省と三菱総合研究所が「シティズンシップ教育宣言」を発表した。その後、2011年には総務省から『「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書：社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して 新たなステージ「主権者教育」へ』が提出された。同報告では、国政選挙・地方選挙の投票率を上昇させるために投票率選挙推進運動（常時啓発）から主権者教育への力点の移動が提言された⁴。

2000年代初頭から市民教育への議論を行ってきた経済産業省に対して、文部科学省が市民教育への具体的な対応を行なったのは2010年代の後半からと、比較的、近年のことである。2017年（平成29年）に告示された『小学校 学習指導要領』の社会科の解説では、「主権者として将来にわたって我が国の政治に関わろうとする意識や、社会の担い手として平和で民主的な国家及び社会を築き上げようとする意識などを養うようにする」⁵という主権者教育へ意識を促すような解説がなされている。ただし、『小学校 学習指導要領』自体には、主権者教育や市民教育、シティズンシップ教育という言葉を見つけることができなかった。また解説のなかでも、小学校教育における主権者教育に言及したものは、ここに引用した一箇所のみである。『中学校 学習指導要領』についても同様の状況である。『学習指導要領』自体に、主権者教育や市民教育、シティズンシップ教育という具体的な

言葉を見つけることはできなかった。一方で、『中学校学習指導要領解説 社会編』では、「主権者であるという自覚を深め、主体的に政治に参画することについて多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすること」⁶と主権者教育に関する言及が見られるものの、その数は限られている。高等学校に関しては、2022年度より「現代社会」を廃止して、新設科目「公共」が必修科目として実施されることになった。その背景には、2016年6月19日に施行された改正公職選挙法によって、選挙権が十八歳に引き下げられたことがある。その意味では、主権者教育に眼目が置かれた教育改革だといえよう。

以上、我が国の市民教育に関する近年の動向を確認してきた。このように、現在の義務教育段階の学習指導要領では市民教育に関する記述が少ない。つまり、国全体のレベルのカリキュラムには、体系的なカリキュラムが不足しているというのが現状である。それゆえ、国内の義務教育段階における市民教育の状況を知るためには、独自に市民教育に力を入れている自治体あるいは学校のカリキュラムを確認する他ない。

3. 義務教育段階における市民教育の実践例

本節では、義務教育段階における市民教育の実践例として、自治体の事例として東京都品川区の事例、各学校の取り組み事例としてお茶の水女子大学附属小学校、千代田区立麹町中学校の事例を確認する。

東京都品川区は、小学校から中学校にかけての一貫したシティズンシップ教育をはやくから実践してきた自治体である。品川区では、2006年度から、道徳・特別活動・総合的な学習の時間を統合・再構築した科目として「市民科」を設置し、区独自の教科書を作成し、授業をおこなってきた。2018年度に小学校、2019年度に中学校で道徳の教科化が実施されたあとも、「市民科」は継続している。

「市民科」では、七つの資質・五つの領域と15の能力を身につけることが目指されている（表1・表2）。これらを身につけることで、『『我的世界』を生きる力（自分の人生を自分の責任でしっかりと生きていく力）と『我々の世界』を生きる力（世間、世の中でしっかりと生きていく力）の両方をバランスよく身に付けさせる』⁷教育計画になっている。

また、小学校1年生から中学校3年生（市民科では、中学1年生から中学3年生を7学年、8学年、9学年と呼称）までのそれぞれの学年でのねらいは表3のとおりである。それぞれの学年でのねらい及び指導上の重点を見るとわかるように、市民科での学習は、個人や友人間での関わりから、個人と集団、個人と社会のように、ミクロからマクロの視点へと移行するように進んでいく。このように各学年での視点は異なるものの、その学習方法自体は1年生から9年生にかけて共通の五つのステップで構成されている（表4）。

もう一方で、お茶の水女子大学附属小学校では2002年から社会科の代わりに「市民」を設置している。学習内容は『学習指導要領』で定められた社会科の内容とほぼ共通である⁸。「市民」の特徴的な学習方法は、創設当初から、価値判断力や意思決定力の育成を目指し、時事的な社会問題も扱いながら授業を行なっている点である⁹。また、社会科での学びでは、子どもたちに社会認識を涵養させたいうえで、考え・判断する学習へと移行するのが一般的であるの対し、「市民」では、「第一次的には直観的な予想的価値判断をして、第二次的に子ども相互の価値判断・認識の葛藤を経た後、第三次的に個人がどのような価値判断をするのか個人内の葛藤という三段階の学ぶ姿を想定し」、「認識と判断をスパイラ

ルに行う学習活動」を行っている点をもっとも異なるという¹⁰。

表1 品川区市民科の七つの資質

対象	資質
個と内面	主体性・積極性
個と集団	適応力・公德性・論理性
個と社会	実行性・創造性

(品川区 HP「新しい学習『市民科』」より)

表2 五つの領域・15の能力

対象	領域	能力		
個の自立に関すること	自己管理	自己管理能力	生活適応能力	責任遂行能力
個と集団・社会をつなぐこと	人間関係形成	自他理解能力	集団適応能力	コミュニケーション能力
	自治的活動	秩序形成能力	自治的活動能力	社会的判断・行動能力
社会にかかわること	文化創造	自己修養能力	企画・表現能力	文化継承能力
	将来設計	将来設計能力	社会認識能力	社会貢献能力

(品川区 HP「新しい学習『市民科』」および『市民科 指導の手引き』(令和2年版)より作成)

表3 品川区市民科の学年段階のねらいと指導上の重点

学年段階	ねらい	指導上の重点
1・2 学年	「基本的生活習慣と規範意識」	特に主体性・積極性・適応性を育て、自己管理・人間関係形成領域に重点を置く。
3・4 学年	「よりよい生活への態度育成」	
5～7 学年	「社会的行動力の基礎」	特に適応性・公德性・論理性を育て、自治的活動・文化創造領域に重点を置く。
8・9 学年	「市民意識の醸成と将来の生き方」	特に実行性・創造性を育て、将来設計領域に重点を置く。

(品川区 HP「新しい学習『市民科』」より作成)

表4 品川区市民科の学習の五つのステップ

段階	役割	主な学習活動
ステップ1	課題発見・把握	自己を振り返らせる。気付く、考える、調べる、話し合う。
ステップ2	正しい知識・認識／価値／道徳的心情	事実を認識し、その背景や要因を探究する。正しい判断基準・価値観を認識する。
ステップ3	スキルトレーニング／体験活動	行為・行動、態度を育成する。体験的活動を行う。対処の方法で手立てを習得する。
ステップ4	日常実践／活用	学校や家庭、地域で実践・活用する。正しい知識と習得した技能を試す。
ステップ5	まとめ／評価	自分の考え方、行為・行動を改善する。学習・生活場面で知識・技能を生かす。

(品川区 HP「新しい学習『市民科』」より)

「市民」の授業で養われる社会認識については、①「社会には、一個人の工夫や努力で、できることと、できないことがある」、②「個人の利害と社会の利害は、必ずしも一致しないこと」、③「だから、世の中には、広い視野から社会を調整するしくみが必要であるとともに、一人一人の工夫や努力が必要であること」という3つの視点から構成される「社会を見る3つの目」の育成が目指されている¹¹。

最後に、東京都にある千代田区立麹町中学校の事例を確認しておこう。同校では、2014年に工藤勇一（現：横浜創英中学・高等学校校長）が校長に着任したときから、従来の学校文化を問い直すような教育改革、たとえば、宿題や定期テスト・学級担任制の廃止などが実行されてきた¹²。こうした改革の背景には「学校を民主主義を学ぶ場所に変える」という目的があったという¹³。こうした民主主義教育に眼目を置いた同校の教育は、市民教育の一環として捉えることができる。しかし、品川区やお茶の水女子大学附属小学校の事例とは違い、同校では、特別な教科を設けてはいない。同校における市民教育は、学校生活や特別活動のなかに、民主主義的な合意形成の機会を設けることで推進されてきた。

工藤氏によれば、同校の学校改革は、その究極の目標である「学校を民主主義を学ぶ場所に変える」を達成するために、まず「目指すべき〈民主的な社会像〉」として、「誰一人置き去りにしない社会」、「自分たちでルールをつくろうという当事者意識をもつ」、「対話を通して、利害関係を調整し、みんなにとって行きやすい社会をつくる」という3項目を掲げている¹⁴。そして、この社会を実現するために、『みんながOKと言える最上位目標』を決め、「対話を通じた合意形成」を学ぶような仕組みを作り上げたという¹⁵。同校における市民教育のなかで、子どもたちに求められる基本的な能力をより単純な形で言い換えれば、「誰一人置き去りにしない」は「利害関係の調整」や「自他理解」と言い換えることができよう。「自分たちでルールをつくる」は「立法意識」、「対話を通して、社会をつくる」は、「コミュニケーション」能力といえよう。

ここまで、義務教育段階における市民教育の実践例として、東京都品川区の事例とお茶の水女子大学附属小学校、千代田区立麹町中学校の事例を確認してきた。もちろん、このほかにもそれぞれの学校で独自に市民教育に取り組んでいる事例があるだろう。一方で、自治体規模で市民教育に早くから取り組んでいる品川区は稀有な事例である。自治体規模であるゆえに、体系的なカリキュラムや独自の教材が用意されている。また、早くから取り組んできたことでそれまでの反省点をカリキュラムの改訂にも反映している¹⁶。そこで本稿では、比較対象として品川区の市民科のカリキュラムに焦点を当てる。

4. 幼児期とそれ以降の市民教育の接続に関する現状と課題

前節では、現在、我が国で取り組まれている市民教育の事例として東京都品川区とお茶の水女子大学附属小学校、千代田区立麹町中学校のカリキュラムを確認した。そのなかでも、体系的かつ精緻に組み立てられた品川区のカリキュラムをもとに、そのなかで育成が目指される「15の能力」と「10の姿」の対応関係を明らかにし、現在の我が国の幼児教育がどのような点で市民教育としての機能を内包するのか、そして、今後どのように幼児期の市民教育を発展させることができるのかを検討する。

「10の姿」とは、幼児期に育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」・「思考力、判断力、表現力等の基礎」・「学びに向かう力、人間性等」を具体的な姿として10項

目で示したものである。「10の姿」が示された背景には、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続するという目的があった。「育ってほしい」という表記は、「10の姿」の姿が到達すべき目標やそれぞれの姿を個別的に取り出して指導するものではないという意図が現れたものである。

それゆえ、品川区のカリキュラムと「10の姿」を比較することで、現行の幼児教育のカリキュラムがその後の学校教育における市民教育との有機的な結びつきについている点、あるいはその結びつきを欠いている点が明らかになるだろう。比較・分析した結果が表5である。表では、特に結びつきが強いものは◎、結びつきがあるものは○で、その対応関係を示している。以下では、品川区市民科のカリキュラムで示される「五つの領域・15の能力」のそれぞれの領域ごとに、「10の姿」とどのような対応関係があるかを確認する。

● 自己管理領域の能力と「10の姿」の対応

品川区『市民科指導の手引き』（以下、『手引き』）に掲げられている市民科で育む「15の能力」のうち、「自己管理能力」・「生活適応能力」・「責任遂行能力」の三つの能力は、「個の自立に関すること」の「自己管理領域」として整理されている。この三つの能力は、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「指針要領」）に共通して挙げられている「10の姿」とどのように対応しているのだろうか。

「自己管理能力」は、基本的な生活習慣・行動様式を身に付け、自らの目標達成に向けて、自律的な判断と責任ある行動を行うために、自分の生活・行動を管理することができる力とされている。「自己管理能力」は、「10の姿」の「健康な心と体」と特に関連が強いと考えられる。「健康な心と体」に示されている子どもの姿は、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになるというもので、「自己管理能力」の基盤となる部分である。そのほか、「10の姿」の「自立心」、「自然との関わり・生命尊重」とも関連がみられる。

「生活適応能力」は、様々な環境や条件、状況において、正しい情報を収集・選択し、適切に活用しながら、柔軟に対応するとともに、日々の生活改善を図ることができる力とされている。「生活適応能力」は、「10の姿」の「思考力の芽生え」と特に関連が強いと考えられる。「幼稚園教育要領」によると「思考力の芽生え」には、「身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる」（p.5）姿が含まれている。「生活適応能力」としては日々の生活改善を図るために情報の収集・選択、適切な活用、柔軟な対応が必要とされており、「思考力の芽生え」が基盤となると考えられる。その他、「10の姿」の「健康な心と体」、「自立心」、「社会生活との関わり」、「数量や図形」、「標識や文字などへの関心・感覚」とも関連がみられる。

「責任遂行能力」は日常・学校生活の課題を解決するために、自分の役割や仕事を選び、最後までやり遂げるとともに、結果に対しても責任をもち自己改善を図ることができる力とされている。「責任遂行能力」は、「10の姿」の「自立心」と特に関連が強いと考えられる。

「自立心」は、「幼稚園教育要領」において「身近な環境に主体的に関わり様々な活動

を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる」(p.4)という子どもの姿と説明されている。それゆえ、役割の自覚、やり遂げることなど、「責任遂行能力」と共通する点が多い。その他、「10の姿」の「健康な心と体」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え言葉による伝え合い」とも関連がみられる。

「15の能力」の「自己管理領域」は「10の姿」との関連が広範にわたっているものの、大まかな傾向としては特に10の姿の「健康な心と体」、「自立心」、そして「思考力の芽生え」と対応していると考えられる。これらが個の自立を培い、社会との関係をつなぐ土台になると考えられる。

● 人間関係形成領域の能力と「10の姿」の対応

『手引き』によれば、「15の能力」のうち、「自己理解能力」・「集団適応能力」・「コミュニケーション能力」は、「人間関係形成領域」の中に位置づけられている。『手引き』では、「人間関係形成領域」について、「自己理解を深め、他者の多様な個性を尊重し、集団の中で相互の信頼関係を築き、自己の個性を發揮しながら、様々な人とよりよい人間関係を構築し共存・共生を実現する領域」(p.12)であることが説明されている。したがって「人間関係形成領域」は、「自己と他者」の関係、そして自己と他者の「集団や組織」との関わり方に着目して構成されているといえるだろう。『手引き』では、「人間関係形成領域」は「自治的活動領域」と並んで「個と集団・社会の関係をつなぐこと」に関わる領域とされており、それぞれの領域についての説明を見る限り、「人間関係形成領域」と、後に検討する「自治的活動領域」が指す内容は、多くの点で重なっているように思われる。

「人間関係形成領域」を構成する「自己理解能力」・「集団適応能力」・「コミュニケーション能力」について、『手引き』では次のように説明されている。まず「自己理解能力」については、「自己を正しく理解するとともに他者の多様な個性を尊重し、互いに認め合ったり高めあったりしながらともによりよい生活をする力」(p.12)であると説明されている。また、「集団適応能力」については、「学校や学級、地域社会などにおける多様な集団や組織に主体的に関わり、その中で自己の立場を理解し、よさを發揮することができる力」(p.12)であると説明されている。さらに「コミュニケーション能力」については、「様々な場面や状況のもと、自分の考えや判断を効果的に相手に伝えたり、相手の考えを理解したりしながら望ましい人間関係を築くことができる力」(p.12)と説明されている。いずれの記述も、自己と他者を互いに尊重しながら、集団や組織の中で望ましい関係性を築くことが含意されている。

この「自己理解能力」「集団適応能力」「コミュニケーション能力」と特に結びつきが強いと考えられる「10の姿」としては、「協同性」、「社会生活の関わり」が挙げられるだろう。『幼稚園教育要領解説』等では、「協同性」について、「協同性が育まれるためには(中略)他の幼児と一緒に活動する中で、それぞれの持ち味が發揮され、互いのよさを認め合う関係ができてくるのが大切である」(p.53)ことが指摘されている。この内容は、「自己理解能力」における「互いに認め合ったり高めあったりしながらともによりよい生活をする」ことや、「集団適応能力」における「多様な集団や組織に主体的に関わり、そ

の中で自己の立場を理解し、よさを発揮することができる」こと、「コミュニケーション能力」における「自分の考えや判断を効果的に相手に伝えたり、相手の考えを理解したりしながら望ましい人間関係を築く」ことに関わっているように思われる。

あるいは「社会生活の関わり」については、『幼稚園教育要領解説』等において「地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる」(p.57) 姿であることが説明されている。これは「人間関係形成領域」の内容が含意する、自己と他者を互いに尊重しながら、集団や社会の中で望ましい関係性を築くということに深く関わっているように思われる。したがって、「協同性」と「社会生活の関わり」は共に、「人間関係形成領域」全般に深く関わるものであると言えるだろう。

その他にも、「指導指針」では、道徳性・規範意識の芽生えについて「幼稚園生活における他の幼児との関わりにおいて、自分の感情や意志を表現しながら、ときには自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験を重ねる中で育まれていく」

(p.55) ことが記載されている。これは『手引き』に記載の、「15 の能力」の「コミュニケーション能力」の項目の「相手の考えを理解したりながら望ましい人間関係を築くことができる力」の説明に関わるように思われる。あるいは幼稚園教育要領 には、「5 歳児の後半には、いざこざなどうまくいかないことを乗り越える体験を重ねることを通して人間関係が深まり、友達や周囲の人の気持ちに触れて、相手の気持ちに共感したり、相手の視点から自分の行動を振り返ったりして、考えながら行動する姿が見られるようになる」

(p.55) といった記述もある。この記述は、品川区 15 の能力の「集団適応能力」の「多様な集団や組織に主体的に関わりその中で自己の立場を理解しよさを発揮することができる力」を発揮している具体的なあり方を指すものと考えられることができるだろう。

ただし、品川区が示すそれぞれの能力と「10 の姿」の関連性については、明瞭にしきれない部分もある。例えば、「自然との関わり・生命尊重」の姿についていえば、「身近な動植物」との関わりを主とする幼稚園教育要領解説の記述 (pp.61-62) が、品川区の「よりよい人間関係を構築する」ことを主とした、「人間関係形成領域」に直接的に関係するとは考えるのは難しいかもしれない。しかし本来、生命は動植物だけでなく、人間である自己と他者においても互いに尊重されなければならないものであろう。それゆえ、『手引き』には「人間関係形成領域」の各能力に関連する内容項目として、「生命の尊さ」「自然愛護」が挙げられていると考えられる。したがって、この『手引き』の内容に基づけば、「人間関係形成領域」は「自然との関わり・生命尊重」の姿と必ずしも無関係であるとは言えないのである。

● 自治的活動領域の能力と「10 の姿」の対応

「15 の能力」のうち、「秩序形成能力」・「自治的活動能力」・「社会的判断・行動能力」は、「自治的活動領域」の中に位置づけられており、「個と集団」「個と社会」の視点に着目して構想され、育成が求められている。

具体的には、「秩序形成能力」は「自分が所属する集団や組織及び社会の一員として自覚と規範意識を高め、そこで直面する様々な場面や状況に対して、善悪を判断し、誠実に行動することができる力」として、「自治的活動能力」は「自分が所属する集団や組織な

どにおいて、目標に向けた責任や義務を果たすとともに自分の意思を集団に反映させ、自治的な活動を推進することができる力」として、「社会的判断・行動能力」は「身近な社会で起きている様々な情勢や課題などに対して、正しい判断に基づく自分の考えをもち、必要に応じて社会的な行動をすることができる力」を指す。

これらの力に共通するのが、所属する組織（集団）の一員としての自覚を前提に、行動が求められていることであろう。そして、そこにいう「行動」は、「正しい判断」に基づき、自分の考えを所属する集団に反映させ、自治的に活動を推進する結果に繋がるのが期待されている。自分の考えを他者に伝えるという行為のなかでは、当然、異なる考えをもつ他者との衝突が考えられる。しかし、そうした困難を伴う話し合いを通じて、異なる見解を受け入れる力が育まれるとともに、他者からの同意を得て行動に移せるという喜び、あるいは、当初考えていたものとは異なる別の行為に結びつく驚きなども味わうことができるのではないだろうか。こうした過程（＝経験）そのものが、幼児期の子どもの成長にとって重要な価値を持つとともに、民主主義社会を形成するトレーニングにもなる。

一方、「10の姿」のうち、「自治的活動領域」の能力とつながりが強いと考えられるのが、「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」である。これらは、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」によると、以下のように定義されている。

「協同性」は、「友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。」すなわち、自分と友だちの思いや考えが同じであればもちろん、異なっても、違いを受け入れつつ目標に向けてやり遂げる。

「道徳性・規範意識の芽生え」は、「してよいことや悪いことがわかり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いをつけながら、決まりを守る必要性がわかり、決まりを作ったり守ったりするようになる。」

「社会生活との関わり」は「家族を大切にしようとする気持ちをもちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみをもつようになる。遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を適切に伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになる」とともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。」

「思考力の芽生え」は、「身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などのさまざまな考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを感じながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。」

ここで列挙したそれぞれの定義に基づき、「秩序形成能力」とつながりが強いのは「道徳性・規範意識の芽生え」、「自治的活動能力」とつながりが強いのは「協同性」と「道徳性・規範意識の芽生え」、そして、「社会的判断・行動能力」とつながりが強いのは「社会生活との関わり」と「思考力の芽生え」だと考えられる。

- 文化創造領域の能力と「10の姿」の対応

「15の能力」のうち、「自己修養能力」「企画・表現能力」「文化継承能力」の三つは、「社会にかかわること」の中の「文化創造領域」として整理されている。『手引き』では、「伝統文化に興味・関心をもち、文化的行事に進んで関わりながら自分なりの構想や表現方法を身に付けるとともに、先人の生き方などから、普遍的な文化価値を継承・発展させる領域」(p.13)として位置付けられている。

「自己修養能力」は、「普遍的な文化価値を継承するために、文化創造に関わる自分自身の在り方や生き方の意義や価値について考え、先人の人生観を学びながら、常に自己の精神を鍛えていくことができる力」(p.13)と説明されている。この能力に特に対応する「10の姿」は、「自立心」と「思考力の芽生え」である。『幼稚園教育要領解説』等では、「自立心」に関して、「難しいことでも自分のちからでやってみようとして、考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げる体験を通して達成感を味わい、自信をもって行動するようになる」(p.50)と説明がある。このように物事に継続して取り組み力は、常に自己精神を鍛えていく力である「自己修養能力」の基本となるものである。また、「思考力の芽生え」に関しては、「友達の様々な考えに触れる中で、自分とは異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる」(p.59)と説明がある。「自分自身の在り方や生き方の意義や価値について考えるためには、他者と意見を交換するなかで、自らの考えと比較・検討し、絶えず省察する姿勢が求められるだろう。それゆえに、「思考力の芽生え」は「自己修養能力」と特に対応する「10の姿」だと判断できる。

企画・表現能力」は、「文化的な行事や活動において協働的な企画・立案、運営に取り組むとともに、それらに対する自分や自分たちの思いや願い・考えを適切かつ効果的に表現・発信することができる力」(p.13)と説明されている。この能力に特に対応する「10の姿」は、「協同性」と「豊かな感性と表現」である。『幼稚園教育要領解説』等では、「協同性」に関して「互いの思いや考えなどを共有し、次第に共通の目的をもつようになる。(略)その目的の実現に向けて、考えたことを相手に分かるように伝えながら、工夫したり、協力したりし、充実感をもって幼児同士でやり遂げるようになる」(p.53)と説明がある。こうした力は、「協働的な企画・立案、運営に取り組む」力の基礎になるものである。また、「豊かな感性と表現」に関しては、「感じたや考えたことを必要なものを選んで自分で表現したり、友達と工夫して創造的な活動を繰り返したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、」(p.67)表現する意欲をもつようになると説明がある。ここでの「表現」は、音楽や造形といった芸術的表現といったことが念頭に置かれているものの、芸術的表現を涵養することを通して、日常的なやり取りでの表現も育まれることが期待できる。そのため、「企画・表現能力」と「豊かな感性と表現」は密接に関係するものと判断した。また、行事や活動を企画するには思考力も必要になるため、「思考力の芽生え」とも対応するといえよう。

「文化継承能力」は、「学校や地域、我が国並びに諸外国の伝統・文化についての関心と理解を深めるとともに、文化的行事に積極的に参加し、価値ある文化を育むことができる力」(p.13)と説明されている。この能力に特に対応する「10の姿」は、「社会生活との関わり」、「言葉による伝え合い」である。『幼稚園教育要領解説』では、「社会生活との関

わり」に関して、「幼稚園生活において保護者や周囲の人々に温かく見守られているという安定感や、教師との信頼関係を基盤に、学級の幼児との関わりから幼稚園全体へ、更に地域の人々や出来事との関わりへと、次第に広がりをもっていく」(p.57)と説明されている。子ども達が地域の人々や出来事と関わりをもつようになることは、子ども達が地域の伝承や伝統文化へと関心をもつ入口になる。ひいては、日本の文化への興味・関心にもつながりうる。それゆえ、「社会生活との関わり」をもつ子ども達の姿は、は「文化継承能力」の入口ともいえる。また、「言葉による伝え合い」に関しては、「幼児は教師や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けていく。また、自分の気持ちや思いを伝え、教師や友達が話を聞いてくれる中で、言葉のやり取りの楽しさを感じ、そのやり取りを通して相手の話を聞いて理解したり、共感したりするようになっていく」(p.65)と説明されている。文化を継承していくにあたって、言語活動が果たす役割は大きい。また、言語そのものも文化であることから、言語自体に興味・関心をもつことは「文化継承」の入口に立つものだと考えられる。それゆえ、「言葉による伝え合い」と「文化継承能力」は密接に関わるものだといえよう。言葉とともに文字も文化の重要な要素であるため、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」も関連する項目だと考えられる。

● 将来設計領域の能力と「10の姿」の対応

「15の能力」のうち、「将来設計能力」「社会認識能力」「社会貢献能力」の3つは、「社会にかかわること」の中の「将来設計領域」として整理されている。『手引き』では、「将来設計領域」は「現代社会における経済や金融の仕組みについて認識を深め、自己が果たすべき役割を自覚するとともに将来の生き方や職業などについての目標を立て、自らの人生設計を行う領域」(p.13)と説明されている。

この領域全体に共通すると考えられるのは、「10の姿」のうち「社会生活との関わり」との関連である。「社会生活との関わり」は「(略)人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、(略)情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになる」とともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる」という子どもの姿であり、社会とのつながりのもとに自らの役割を自覚し、目標を立て、人生設計を行う「将来設計領域」の3つの力の基盤となるものと考えられる。

「将来設計能力」は、「自己実現に向けた将来への希望や目標をもち、自らの意思と責任による選択・決定を行い、これからの進路計画や将来設計を立てることができる力」とされている。これと特に関連が強いのは「10の姿」の「自立心」だと考えられる。「自立心」は、「身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる」という姿であり、自らの意思と責任による主体的な選択・決定を行うという「将来設計能力」の基盤となると考えられる。また、先述の「社会生活との関わり」のほかに、将来を見通した計画を立てるための認知能力の基礎となる「思考力の芽生え」や世界に関する知識を得るためのリテラシーの基礎となる「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」とも関連すると考えられる。

「社会認識能力」は、「自分の将来設計に向けて、体験などを通して望ましい職業観や経済・金融・流通等の仕組みと社会生活との関わりについて、理解することができる力」とされている。「社会認識能力」は、「10の姿」のうち、先述した社会とのつながりを意識するようになる姿を含む「社会生活との関わり」との関連が特に強いと考えられる。また、「身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたり」する姿を含む「思考力の芽生え」や知識を得るリテラシーの基礎となる「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」とも関連すると考えられる。

「社会貢献能力」は、「よりよい社会の実現のために、家庭や学校、地域社会における自分の果たす役割を正しく認識し、相互協力のもとで進んで役割を遂行したり、社会貢献に取り組んだりすることができる力」とされている。「社会貢献能力」は、「10の姿」の主体的に社会に関わっていく姿を含む「自立心」、他者と協同して活動する姿を含む「協同性」、他者への共感や相手への思いやりを含む「道徳性・規範意識の芽生え」との関連が特に強いと考えられる。さらに、先述の「社会生活との関わり」のほか、生命あるものを大切にする姿を含む「自然との関わり・生命尊重」や他者とのコミュニケーションの基礎となる「言葉による伝え合い」とも関連すると考えられる。

5. おわりに：日本の幼児教育における市民教育の現状とその発展の可能性

以上、品川区市民科のカリキュラムで示される「15の能力」と「幼稚園教育要領」等で示される「10の姿」の対応関係を確認してきた。それぞれのカリキュラムの比較・分析を通して、「10の姿」が「15の能力」の基礎的な力になる可能性が見えてきた。このことはつまり、現行の幼児教育のカリキュラムの中にも市民教育としての性質が十分にあるということが再確認された。

しかし、そもそも『手引き』において、各領域の能力に関わるとされる内容項目は多岐に渡っている。それゆえに、「10の姿」との関連性を判断することが難しい部分もあった。また、「15の能力」に関する理論的根拠について言及している資料は、管見の限り、見当たらない。その理論的根拠が明確でなかったため、本稿では、「10の姿」との対応関係を、それぞれのカリキュラムに書かれている表面上の説明によって行った。もし理論的根拠が明らかになれば、本稿で示した対応関係とは違う関係性が見えてくる可能性がある。その点に関しては、引き続き今後の研究課題としたい。

【付記】本研究は JSPS 科研費 JP23K02294 の助成を受けたものです。

【註】

- ¹ 苫野一徳（2019）『ほんとうの道徳』トランスビュー、25頁。
- ² 彼谷環・大平泰子・竹田好美（2021）「乳幼児期における市民教育導入の可能性」『富山国際大学紀要 子ども育成学部』第13巻、1号、pp.15-21。
- ³ 経済産業研究所編（2005）『社会の階層化と分裂の政策的インプリケーション』経済産業研究所。
- ⁴ 常時啓発事業のあり方等研究会（2011）『「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書：社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して 新たなステージ「主権者

教育」へ』総務省。

- ⁵ 文部科学省 (2017) 『小学校学習指導要領解説 社会編』、100 頁。
- ⁶ 文部科学省 (2017) 『中学校学習指導要領解説 社会編』、157 頁。
- ⁷ 品川区「新しい学習『市民科』」 <<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kukyoi/kukyoi-sesaku/kukyoi-sesaku-plan21/kukyoi-sesaku-plan21-zissai/kukyoi-sesaku-plan21-zissai-kyoiku/hpg000032855.html>> (2023 年 10 月 15 日最終閲覧。)
- ⁸ 岡田康孝 (2011) 「『市民』研究ノート IV 政治的リテラシーの涵養を目指す『市民』の学習」『お茶の水女子大学附属小学校 研究紀要』18、27 頁。
- ⁹ 同上。および、お茶の水女子大学附属小学校社会部会 (2023) 「生活社会の問い直し」『第 85 会 (2022 年度) 発表要項』64 頁。
- ¹⁰ 岡田康孝、前掲研究ノート、27 頁。
- ¹¹ 佐藤孔美 (2010) 「『社会を見る 3 つの目』を育てる『市民』の学習」『お茶の水女子大学附属小学校 研究紀要』17、11 頁。
- ¹² しかし、朝日新聞の報道によると、一部の保護者の訴えから一連の改革の見直しが検討されているようである。(宮坂麻子、森下香枝「『改革』麹町中、見直しを検討 定期試験や固定した学級担任制、復活？」『朝日新聞』2023 年 8 月 3 日朝刊、21 頁。)
- ¹³ 工藤勇一・苫野一徳 (2022) 『子どもたちに民主主義を教えよう:対立から合意を導く力を育む』あさま社、9 頁。
- ¹⁴ 同書、31 頁～80 頁。
- ¹⁵ 同上。
- ¹⁶ 市民科がはじまった当初のカリキュラムが品川区のホームページで確認できる。現行のカリキュラムと比較すると変更点がいくつか確認できる。例えば、カリキュラム内の「五つの領域・15 の能力」に関してもいくつかの表記が異なる。

参考文献・参考 URL

- ・ 内藤準 (2009) 「学会賞受賞講演 自由と自己責任に基づく秩序の綻び—『自由と責任の制度』—再考」理論と方法 24 巻 2 号、155～175 頁。
- ・ 平井美佳 (2017) 「幼児における自己と他者の調整とその発達」教育心理学研究 65、211～224 頁。
- ・ 湯浅阿貴子 (2017) 「幼児の道徳的規範意識の形成を促す保育者の教育的かかわり方の検討」『道徳と教育』、61 (335)、27～38 頁。
- ・ 品川区「新しい学習『市民科』」 <<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kukyoi/kukyoi-sesaku/kukyoi-sesaku-plan21/kukyoi-sesaku-plan21-zissai/kukyoi-sesaku-plan21-zissai-kyoiku/hpg000032855.html>> (2023 年 10 月 15 日最終閲覧。)

表5 「品川区の15の能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のつながり

		品川区の15の能力														
		個の自立に関すること			個と集団・社会の関係をつなぐこと						社会にかかわること					
		自己管理領域			人間関係形成領域			自治的活動領域			文化創造領域			将来設計領域		
		自己管理能力	生活適応能力	責任遂行能力	自他理解能力	集団適応能力	コミュニケーション能力	秩序形成能力	自治的活動能力	社会的判断・行動能力	自己修養能力	企画・表現能力	文化継承能力	将来設計能力	社会認識能力	社会貢献能力
幼児期の 終わりまで に育っ てほし い姿	健康な心と体	◎	○	○												
	自立心	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎		◎		◎	
	協同性			○	◎	◎	◎	○	◎		◎				◎	
	道徳性・規範意識の芽生え			○	○	○	○	◎	◎	◎					◎	
	社会生活との関わり		○	○	◎	◎	◎	○	○	◎		○	◎	○	◎	○
	思考力の芽生え		◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	
	自然との関わり・生命尊重	○			○											○
	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚		○								○		○	○	○	
	言葉による伝え合い			○		◎	◎		○	○	○	○	◎			○
	豊かな感性と表現					○						◎	○			

(筆者ら作成)